民生常任委員会

- 1 開 議 令和元年9月9日(月)
- 2 場 所 委員会室 2
- 3 付議事件及び順序
 - 日程第1 議案第61号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例及び大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額 に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第2 議案第62号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第3 議案第63号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

民生常任委員会名簿

委員長 小 池 利 雄 出席 副委員長 黒 澤 昭 治 出席 委 員 出席 滝 田 郎 中 Щ 雅 之 出席 君 島 孝 明 出席 引 地 達 雄 出席 本 澤 節 子 出席 当 局 市民生活部長 植 剛 出席 竹 健康政策課長 齌 藤 美 出席 保 育 課 長 遅 沢 典 子 出席 市 誓 子 出席 民 課 長 藤 沼

事務局

総

括

主

幹

宇津野

豊

出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長(小池利雄君) ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、タブレットの資料のとおりであります。

当局の出席者は、植竹市民生活部長、齋藤健康政策課長、遅沢保育課長及び藤沼市民課長であります。 議事に入る前に申し上げます。質疑の方法は、申し合わせにより、本会議同様一問一答方式とし、3回 までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしくお願いいた します。

◎議案第61号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例及び大田原市子どものための教育・保育給付に係る 利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(小池利雄君) それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第61号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康政策課長。

○健康政策課長(齋藤一美君) 健康政策課長、齋藤と申します。保健福祉部長の齋藤が体調不良で休んで おりますので、幹事課であります健康政策課が同席させていただいております。

議案につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(小池利雄君) 保育課長。
- ○保育課長(遅沢典子君) 保育課、遅沢でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第61号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

タブレット資料は121ページからでございます。議案書補助資料は127ページでございます。子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されます。今般の制度の改正により、子供のための教育・保育給付のほかに、子育てのための施設等利用給付が創設されたこと、食材料費の取り扱いが変更になったこと及び文言が改正になることから、本市の条例の一部を改正するものであります。

まず第1条は、大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。この子育てのための施設利用給付でありますが、保育の必要性があると認定され

た場合には、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などの利用料が上限額を設けて無償化の対象となるものであります。この条例におきましては、新設されました子育でのための施設等利用給付を規定するため、条例の題名に施設等利用給付に関する文言を追加し、条例の規定に施設等利用給付に関する運営基準を追加するものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。128ページをごらんください。まず、題名の改正をいたします。特定地域型保育事業の後に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を追加いたします。

目次につきましても、これまで第1章、第2章、第3章の構成としておりましたものを新たに第1章を 第1節から第3節までとし、第2節は第1款から第3款まで、第3節は第1款から第3款までの構成とし、 第2章を特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準といたします。また、この条例中、支給認定 という文言は全て教育・保育給付認定と改めます。ただし、支給認定証という言葉につきましては、その ままといたします。この文言の改正につきましては、改正箇所が多いことから説明を省略させていただき ます。

129ページをごらんください。第2条第13号を第18号とし、順次繰り下げます。第13号から第17号を新設し、用語の規定をいたします。第19号は教育・保育の用語の定義でありますが、子ども・子育て支援法の改正により、教育・保育を規定している条文が第14条第1項から第7条第10項第5号に変わります。

130ページをごらんください。第3条の「適切な」を記載のとおりに改正いたします。

次に、ページが飛びますが、134ページをごらんください。第13条第4項第3号は、食事の提供に要する 費用に関する規定であり、ア、イ、ウに規定するものを除き、食事の費用を徴収することができる旨を規 定しております。このことから、以下のア、イ、ウにつきましては、アは満3歳以上の教育・保育給付認 定子ども、1号子どもと2号子どものことでございますが、その子どもたちのうち同一世帯に属する者の 市民税の所得割額が(ア)、(イ)に定める金額未満の者は副食費を徴収しないことを規定しております。

(ア)につきましては、1号認定子どもは市民税の所得割額の世帯の合算額が7万7,101円未満の者は副食費を徴収しない。(イ)につきましては、2号認定子どもは市民税の所得割額の世帯の合算額が5万7,700円未満の者は副食費を徴収しない。括弧の中ですが、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもは、その前の取り扱いはないということです。その次ですが、要保護世帯の場合は、市民税の所得割額が7万7,101円未満の者は徴収しないということです。

イは、満3歳以上の教育・保育認定子どものうち、1号子どもと2号子どものことですが、同一の世帯に負担基準算定子どもが3人以上いる場合は、(ア)、(イ)に該当する場合は、副食費は徴収しないと規定しています。(ア)ですが、1号認定子どもは3歳から小学3年生までの子どもである第3子以降の子どもは副食費を徴収しない。(イ)は、2号認定子どもは就学前の子どもである第3子以降の子どもは無料というか、徴収しないと規定しています。ウは、満3歳未満の保育認定子ども、3号認定子どもですが、こちらは食費、主食と副食費を徴収しないということを規定しております。

次に、ページが大きく飛びますが、149ページをごらんください。特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準を第2章として、第53条から第61条に追加いたします。第53条は趣旨、第54条は教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録、第55条は利用料及び特定費用の額の受領、第56条は領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付、第57条は法定代理受領の場合の読みかえ、第58条は施設等利

用給付認定保護者に関する市町村への通知、第59条は施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則、 第60条は秘密保持等、第61条は記録の整備を規定しております。第1条の大田原市特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては以上でございます。

次に、126ページにお戻り願います。第2条は、大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正であります。この条例の改正は、文言の改正のみとなります。条例中の全ての支給認定という文言を教育・保育給付認定に改正いたします。

新旧対照表によりご説明いたします。154ページをごらんください。本則第3条中の3カ所の支給認定及び附則第3項の支給認定を教育・保育給付認定に改正いたします。第2条の大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正につきましては以上でございます。

126ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するといたします。

以上で議案第61号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例及び大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例 につきましての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

- ○委員長(小池利雄君) 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。 なお、発言は簡明にお願いいたします。 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) 議会では消費税の財源とする今回の改正であるということでありましたけれども、 消費税が通らなかった場合の財源が十分ではないというような場合の検討はなされているのですか。
- ○委員長(小池利雄君) 保育課長。
- ○保育課長(遅沢典子君) 何を財源にするかは私のほうでは了知しておりませんが、たとえ10%に消費税 が値上がりしなくても、この保育料の無償化は行うと聞いております。
- ○委員長(小池利雄君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。 次に、意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 意見はないようでありますので、意見を終わります。 それでは、採決いたします。

議案第61号は原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- ○委員長(小池利雄君) ご異議ないものと認め、議案第61号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負 担額に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決しました。
 - ◎議案第62号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(小池利雄君) 次に、日程第2、議案第62号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保育課長。

○保育課長(遅沢典子君) それでは、議案第62号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

資料は157ページからでございます。議案書補助資料は159ページでございます。平成31年3月29日付で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されまして、平成31年4月1日から児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されましたことに伴いまして、本市の条例の一部を改正するものであります。この基準省令におきまして放課後児童支援員につきましては、保育士の資格を有する者など基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと規定しております。基準省令第10条第3項本文が改正されまして、都道府県知事に加え、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなりました。

新旧対照表によりご説明いたします。160ページをごらんください。第10条は、放課後児童クラブの職員について規定しております。第3項の都道府県知事の後に「または地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加えます。

158ページをごらんください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第62号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例につきましての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(小池利雄君) 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 質疑はないようでありますので、質疑は以上で終了いたします。 次に、意見を行います。皆さんから発言ございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 意見はないようでありますので、意見は以上で終了いたします。 それでは、採決いたします。

議案第62号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ご異議ないものと認め、議案第62号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに 決定いたしました。

ここで、健康政策課長及び保育課長は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

(健康政策課長、保育課長退席)

◎議案第63号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(小池利雄君) 次に、日程第3、議案第63号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(植竹 剛君) 市民生活部長の植竹でございます。また、本日同席しておりますのは、市 民課長の藤沼でございます。

私のほうからは、議案第63号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本議会におきまして議案の上程の際、概略説明をさせていただいたところでございますが、本日は担当の市民課長より改めてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(小池利雄君) 市民課長。
- ○市民課長(藤沼誓子君) 私からは、資料の161ページ、改正文につきましては162ページになりますが、 議案第63号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

163ページ、議案補助資料をごらんください。本条例改正の趣旨でございますが、女性活躍推進の観点から平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日に施行されます。この改正により、本人の申請により住民票及び個人番号カードに現在の氏と旧氏をあわせて記載することが可能になります。また、あわせて印鑑登録証明事務処理要領の一部の改正も行われますので、本市におきましても令和元年11月5日以降、旧氏の印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の併記ができるよう大田原市印鑑条例の一部を改正するものであります。

では、新旧対照表にてご説明申し上げます。164ページをごらんください。第2条は、登録資格について 規定しておりますが、の住民基本台帳に記載されているをが備える住民基本台帳に記載されているに改め ます。これは、住民基本台帳が紙台帳から電算化され、電子データによる保存に変更されているためであ ります。

第5条は、印鑑の登録について規定しておりますが、第2項第3号においては、括弧書き中の外国人住民に係るから括弧書きの終了部分まで、これは住民登録の際に通称をあわせて登録している外国人住民に限定しておりますが、改正後は日本人でも氏に変更があった者で住民票に旧氏が記載されている場合は、旧氏表記が反映されるよう文言を追加するものです。この箇所を改めることにより、旧氏の印鑑の登録を可能にするものであります。

165ページをお開きください。同項第8号でありますが、記録されているを記載されているに改めます。 次に、第4項でありますが、磁気テープ等を磁気ディスクに改め、保管媒体を現状に即した表現に変更 いたします。

続きまして、第6条でありますが、印鑑登録の拒否について規定しております。初めに、第1項第1号ですが、法の規定により住民票に記載されているを住民基本台帳に記載されているに、もしくは名を名、

旧氏もしくは通称に改め、または氏名の次に旧氏もしくは通称を加えます。

次に、同項第2号の氏名の次に旧氏を加えます。

同条第2項ですが、第5条第2項第8号と同様に、記録されているを記載されているの文言に改めます。 166ページをお開きください。第7条は、印鑑登録証の交付について規定しております。印鑑登録証を第 5条第2項第1号の登録番号を付した印鑑登録証に改めます。

次に、第12条は、印鑑登録原票の職権抹消についての規定でございますが、第1項第3号で氏の次に氏 に変更があった者にあっては、住民票に記載されている旧氏を含むを加えます。

162ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日から施行するといたします。この期日につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令に施行日に合わせ、適正な制度の運用を図ることを目的とするものでございます。

説明は以上になります。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(小池利雄君) 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願いいたします。

本澤委員。

- ○委員(本澤節子君) 印鑑登録にかかわる旧姓と、それから現在使っている氏、これの改正でありますけれども、非常に喜ばしいことだと思いますけれども、例えば離婚した場合、離婚してから新しくもとの姓に戻った方は新しい姓を採用する、そういう場合は同じような扱いになるのですか。
- ○委員長(小池利雄君) 市民課長。
- ○市民課長(藤沼誓子君) それは婚姻であっても離婚であっても、それから男性であっても女性であって も、同じような条件になりますので、ご本人が希望すれば併記されるということになります。
- ○委員(本澤節子君) 了解です。それから、よろしいですか。
- ○委員長(小池利雄君) はい、どうぞ。
- ○委員(本澤節子君) 市の一般書類、市に提出する書類に対して、この適用というのは考慮されるのですか。使われるのですか。
- ○委員長(小池利雄君) 市民課長。
- ○市民課長(藤沼誓子君) その件につきましてはまだ国のほうでも、特に総務省なのですが、総務省のほうで協議検討中ということで、最終的にはそのような方向に持っていきたいということでありますが、まだそこまでの指示、それから国のほうの方針もまだそこまで固まっていないということがございまして、将来的にはそうなるであろうということでございます。
- ○委員長(小池利雄君) 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) 印鑑証明だけに限らない制度の中でのことでといいますか、女性の地位の向上というのでしょうか、万全の対応策を前進されるよう求めて質問を終わります。
- ○委員長(小池利雄君) 本澤委員に申し上げます。

意見は意見でちゃんと時間をとりますので、質疑と意見をちゃんと分けてしてください。 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。 次に、意見を行います。皆さんから意見はございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ないようであれば、意見は以上で終了いたします。 それでは、採決いたします。

議案第63号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) ご異議ないものと認め、議案第63号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の 制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで、市民生活部長、市民課長は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

(市民生活部長、市民課長退席)

◎散 会

○委員長(小池利雄君) 以上で民生常任委員会を終了いたします。

午前10時25分 散会